

## 【声明】

# 誇りをもって働き続けることのできる大学をめざして

2014年11月19日 公立大学法人首都大学東京労働組合中央執行委員会

2005年4月1日、公立大学法人首都大学東京が発足し、組合は地方公務員法上の職員団体から、労働組合法上の労働組合となり、「法人発足に当たり、新たな段階に入った運動と組合への結集を訴える」と題した中央執行委員会声明を発表した。声明では、2003年に始まった石原都政による大学破壊、教育と民主主義への攻撃に対して、「私たちは直ちに、一年半にわたる大学破壊の傷跡の修復と再建に立ち上がらねばなりません。」と表明し、以来10年にわたって、たたかい続けた。

その間、不合理な就業規則の改正を求めてきた。オープンで公正な教員評価制度と、平等で将来設計が可能な給与制度の両方を確立させ、優秀な教員の確保と円滑な世代交代が可能となる制度を要求してきた。その結果、2015年4月から、教授・准教授は無期雇用となり、助教については5年+5年の任期制は残されたものの、審査を経て無期雇用となる制度を確立させた。

### 全員任期制の破綻

組合が指摘したとおり、全員任期制によって教員公募の応募者は激減し、大学教員の採用における他大学との競争力は大きく低下した。内定者の就任辞退や適任者不在で採用人事をとりやめる事態も生じた。企業からの応募者は皆無となった。やや遅きに失したとは言え、2015年4月採用より、教授・准教授についてはプロジェクト採用などの一部の例外を除いて、無期雇用での採用という決断を下した法人当局の判断を組合は歓迎する。全員任期制は完全に破綻した。

組合のたたかいは勝利に導いた要因の一つは、給与差別を受けながらも非任期を貫いた教員の存在があった。彼らは教育・研究をはじめとする教員としての職務は任期制への切り替えという外的強制ではなく、自らを律することによって遂行すると決意し、それを実践しきったのである。ある人は、任期制の押しつけに反対して、誇り高くたたかい抜いた。またある人は、家族を守るため、雇い止めの不安を抱える任期制を選択しなかった。いずれの非任期教員も教育・研究、社会貢献、学内運営のすべてに力を尽くし、同僚の教員とも協力し、十二分に大学に貢献してきた。そのことは、業績評価においても、任期制教員となんら変わることがなかった事実が証明している。こうして、彼らは「全員任期制」という教員管理手法の誤りを、身をもって示したのである。

### 残された給与差別

しかし、公立大学法人首都大学東京当局は、団体交渉を通じても、新人事制度への切り替えにあたって、不当にもこの間の給与格差解消を決断しなかった。完全に破綻した全員任期制の痕跡を残そうという人たちが、法人・大学内外に存在する証左である。

ユネスコの高等教育教員の地位に関する勧告(1997年11月11日 第25回ユネスコ総会採択)は、こう述べている。「高等教育教員の雇用者は、効果的な教授、研究、学問及び地域社会における活動に大いに役立ち並びに公平な及びいかなる差別もない雇用条件を設定すべきである。」今回の法人の回答は、公立大学法人首都大学東京が差別を容認する大学であることを内外に示したものである。

首都大学東京労働組合は、「賃金差別解消」という組合要求を完全に実現できなかったことは遺憾であり、当局が差別を温存・容認して恥じないことに懸念し、強い失望を表明する。

### 有期雇用職員の正規化

法人固有職員制度についても、組合は大きな成果をあげてきた。

国内の非正規雇用者は、1992年から2012年の20年間で倍増し、現在2040万人を超え、労働者の38.2%となり、全労働者に占める年収300万円以下の労働者は、40%を超えた。政府は、生涯派遣を可能とするため労働者派遣法を改悪し、有期雇用労働者をさらに増やそうとしている。

こうした状況のなかで、2005年には、すべて有期雇用であった法人固有の職員は、組合の要求によって内部登用制度を創設、今年度末で常勤契約職員制度を廃止させ、正規職員へと移行される。2009年4月から、内部登用制度によって、無期雇用となった法人固有職員は合計で89名となる。組合の要求によって、2008年に1年前倒しで採用を開始した正規職員は、現在内部登用選考合格者を含めて177名まで、増加した。

### オリンピック・パラリンピック開催都市東京

2020年には、東京でオリンピック・パラリンピックが開催される。オリンピック憲章には、つぎのようなことが定められている。

#### オリンピックの根本原理

6. 人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別はいかなる形であれオリンピック・ムーブメントに属する事とは相容れない。

#### IOCの使命と役割

6. オリンピック・ムーブメントに影響を及ぼすいかなる形の差別にも反対すること。

オリンピック開催都市は、オリンピック憲章を遵守しなければならない。首都大学東京の設置者は東京都であり、公立大学法人首都大学東京理事長は、東京オリンピック組織委員会の評議会議長を務めている。

賃金差別を容認する大学に、明るい未来はあるか。オリンピック・パラリンピックを開催する都市にふさわしいかが、問われている。

### 残された課題

2003年8月に始まった石原都政による大学破壊攻撃と、それに抗した私たち首都大学東京労働組合のたたかいは、2014年11月14日、一つの節目を迎えた。

今回、組合が団体交渉で不十分な新人事制度について合意したのは、受忍しがたいほどの給与格差を7割程度回復させることを勘案したからであり、自由で創造的な教育・研究活動を保障する大学において、こうした差別を組合は決して容認するものではない。この日から、完全解消に向けて、あらたに足を踏み出した。

国や文部科学省が強行している、教授会権限を限定する学校教育法や国立大学法人法改悪に反対し、大学自治を破壊するすべての勢力とのたたかいを継続する。

石原教育改革のもとで踏みにじられ、押し付けられた不合理な定款や設置理念の改正を求める。学生にも不評な大学・学部名称、さまざまな支障をきたしている研究・教育組織についても、学内での論議を提起し、その合意に基づいて変更を求める。

とりわけ、教員と職員の管理手法に関して法人発足時に強制された各種の制度は、これまでの組合を先頭とするたたかいで一定の改善、変更がなされてきたが、この際、根本的な見直しを行うよう強く求める。

大学に自由と自治を取り戻し、誇りをもって働き続けられる大学とするため、私たちは歩み続ける。